

上尾市訓令第1号

本 庁
出先機関

上尾市立保育所運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月25日

上尾市長 島 山 稔

上尾市立保育所運営規程の一部を改正する訓令

上尾市立保育所運営規程（平成27年上尾市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表上尾市立大石保育所の項及び上尾市立紅花保育園の項を削る。

第4条第1号の表上尾市立大石保育所の項及び上尾市立紅花保育園の項を削り、同条第2号の表上尾市立大石保育所の項及び上尾市立紅花保育園の項を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。